

令和2年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和2年6月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年6月12日	9時33分	議長	坂口久信	
	閉会	令和2年6月12日	11時22分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	9番	所賀廣	10番	川下武則	11番	久保繁幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永淵孝幸 每原哲也 松尾雅晴 田中照海 西村正史 西村芳幸 津岡徳康 野田初美	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 社会教育課長 太良病院事務長	浦川豊喜 川島安人 安西勉 田崎一朗 山崎浩二 中川博文 萩原昭彦 井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年6月12日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 平成31年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第2 | 議案第33号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第34号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第35号 | 太良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第36号 | 太良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第37号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第38号 | 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第39号 | 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第40号 | 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第41号 | 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（A棟）の請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（B棟）の請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（C棟）の請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第44号 | 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（D棟）の請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第45号 | 令和2年度太良町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第17 | 議案第48号 | 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第18 | 議案第49号 | 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第19 | 議案第50号 | 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第20 | | 閉会中の付託事件について |

- 追加日程第1 議案一括上程
町長提案 議案第51号～議案第58号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第51号 農業委員会委員の任命について
議案第52号 農業委員会委員の任命について
議案第53号 農業委員会委員の任命について
議案第54号 農業委員会委員の任命について
議案第55号 農業委員会委員の任命について
議案第56号 農業委員会委員の任命について
議案第57号 農業委員会委員の任命について
議案第58号 農業委員会委員の任命について
- 追加日程第3 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について

午前9時33分 開議

○議長（坂口久信君）

それでは、皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1．報告第1号 平成31年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第2．議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

それでは、議案第33号について質問をしますけれど、今この定額給付金で10万円を給付さ

れるというところについて質問いたします。

今、全国の自治体で、この定額給付金の10万円については給付が行われていることと思えますけれど、本町の場合は対象者が約8,700人ということで聞いております。直近でよろしいですので、この8,700人のうち何名の方、約何%の方に給付が完了しているのか。それはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

特別定額給付金の給付につきましては、毎週金曜日に振り込みの手続をしているところでありまして、本日で第4回目の振り込みになります。本日の振り込み予定までの累計で、残りあと100世帯で、人口にいたしまして残りあと210人というようなことで、おおむね96%以上の給付の進捗率ということでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それと、私は町民の方から、この申請期間はいつまでなのかという質問を受けたことがあるんですけど、これは本町の場合、締め切りというのはいつまでなのでしょう。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

自治体におきましてそれぞれ振り込みの締め切り日が異なります。受け付け開始日から3カ月間というルールになっておりますので、太良町の場合は8月11日まででございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

本町の場合は、遠方のほうに働きに出ておられる方もいらっしゃると思いますので、なかなかすぐは申請ができないという方もいらっしゃると思いますので、8月11日までの、例えば絶対そのときに郵送の場合到着しておかなければいけないのか、それとも消印有効でいいのか、そこら辺のことも含めて再度町民の方にトラブルがないように広報をしてもらえるようお願いしたいと思えますけれど、それはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

申請期間は確かに8月11日でございますけれども、そこから腰を上げていくと全然日数が足りないということになりますし、書類の不備がありますと滑り込みで間に合わなくなるということもございますので、なるべく早目早目の申請をお願いしているところでございます。現在は、残りの未申請の世帯に対しましては電話によって促しをしておるところでございます。また、高齢者の世帯等につきましては、出入りのケアマネジャーや、あと施設の方々にもお声かけして、協力をお願いしているところでございます。先日は、民生児童委員協議会

にお邪魔をいたしまして、民生委員さんのほうにも気になる方がいらっしゃったらお声がけをお願いいたしますということでお願いをしたところでございます、その後ここ数日で、また民生委員さんから言われたけん来たよというような方もいらっしゃるところでございます。

確かに、出稼ぎ等でなかなか申請がうまくいかないといったところもあると思いますけれども、代理申請もございますので、そういった方法もあるということで周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

このマイナンバーカードで申請ができるというようなお話でございますが、まず本町のマイナンバーカードの取得は何%ぐらいになっておりますかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

太良町におけるマイナンバーカードの取得率は、約9%でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

これ、9%、全国平均は16.7%というような報道がありますが、その中でマイナンバーカードでオンラインじゃないですけど、それで申請された方はいらっしゃいますか。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

正確な数字は、申しわけございません、持ってきておりませんが、数人いらっしゃるという事は聞いております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

それであと、今さっきの田川議員の質問の中で、あと210人というような、100世帯、その中で、うち返信、返送となった事案はありますか。その申請を渡したあれが戻ってきたというようなことはないですかね。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

今のところ、宛所が不明で返送されたというところは、済いません、今確認をしていないんですけども、ある事情で、町内にいらっしゃらないというような方の連絡は、関係者の方々からいただいております、そういった方々にはどうするかというようなことは個別に対応しているところではございますけれども、宛所不明で戻ってきた申請書類の数につきましては、済いません、きょうは数字を持ってきておりません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第3 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

この案件につきましては、大きく中小企業等の事業継続支援金と、地域共通の商品券の業務委託料が主な内容というふうになっていますけれども、この中に中小企業の事業費の継続支援金につきましては、1次産業の農業、林業、漁業のほうが入っておりません。今後、農業、林業、漁業についての支援金あたりをどうされるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

この二弾を皆さん方に御報告するとき、第三弾として農業、漁業も考えていくというようなことを申し上げております。そういったことで、まだこの第二弾もまだ出発しておりませんので、ここら辺が出ていってから、第三弾の農林漁業者について対策を打っていきたいと。そうしないと、職員がそこにはまらにやいかんわけですね、専門に。ですから、今の体制の中で、職員をそういったところまで維持、配置するのも大変な苦勞をしながらやっておるわけです。そういったことをございますので、第二弾が出発した後に考えていききたいと、このように思っております。やるのはやります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

事業によっては、非常に悪影響を受けているというようなこともありますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

7ページの地域共通商品券の件なんですけども、これはどういったところで使用が可能なのか、そういったところを教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今現在、この事業については商工会のほうで取扱店を募集していただいております。募集期間が来週金曜日、19日までとなっております。きのう現在で確認したところ、既に80店舗くらいから登録申し込みがあっているということでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほど、80店舗というふうにおっしゃられたんですけども、例えばお店だけが登録ができるのか、それとも例えば観光農園をされている方とか、農家をしている方、漁業をされている方もこういった商品券の利用場所として登録ができるのか、その辺を教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

取扱店としての要件につきましては、町内に本店または本社のある町内事業所ということで、業種については特に指定要件としておりません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

今の、本社を町内に置いているというふうな店舗ということですが、そういう本社を本町に置いていない商工業者、それは扱えないということですね、そこでは。それは何社ぐらいありますか。よければ、どことどこというふうな名前を教えていただければありがたいですが。

○企画商工課長（西村芳幸君）

町内に本店、本社がない事業者ということですけど、うちのほうで把握している分では、エレナさん、あとユートク太良店さん、あんくるふじや太良店さん、それとAコープおおうら店、あと役場の前にあるJAオート、給油所です、佐賀県有明海漁協の糸岐のほうにある給油所、そういったところを把握しております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

この中で、商工会が。これは商工会に委託ですよ。その中で商工会に入っているエレナ、ユートク、あんくるはどうかわかりませんが、そういうところの条件はクリアできないわけですかね。こういいますのも、これも昔の商品券で、あそこの辺で使えないということで、わざわざここあたりは商工会の会員さんになっておられています。その辺はどういうふうな対処をされたのか。お伺いたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

直接行政のほうから、例えばエレナさんとかに出向いて、この事業を説明したという経緯はございませんけど、業務を委託している商工会さんのほうから会員さんについては文書を出していただいて、実際そういった町内に本店、本社のある業者の方からも問い合わせがあったということはお聞きしております。しかしながら、昨年プレミアム付商品券事業を実施したところ、その換金実績として、町内の業者さん、店舗での取扱実績が約64%もあって、実際3分の2がそういったところであったので、今回の事業については町内の小規模事業所並びに個人事業所の支援ということで、我々は考えておりましたので、こういった取り扱いをさせていただいております。個別にそういった町外の業者の方からお問い合わせがあった場合は、丁寧にそういった事情を説明しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

中小企業等事業継続支援金、現金の給付について質問をしたいんですけども、旅館さんが30万円で、ほかの業態さんが20万円ということだと思えますけれども、大体これは最短でどれぐらいに入金が可能な予定になっているかを教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えいたします。

入金の最短のスケジュールですけど、来週15日から申請を受け付けます。まず、第1回目の支払いを6月26日の金曜日と考えております。毎週金曜日ごとに、前の週の木曜日までに申請のあった分をまとめて口座振り込みにより支払いを考えております。最終、7月中には全て終了させたいと考えております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

6月26日が最短で、翌毎週ということで理解をしました。

今回、コロナの、ある程度落ちついてはきているんですけども、第2波が来るんじゃないか、第3波が来るんじゃないかという懸念もあるんですけど、第2波、第3波が来る、もしくは経済が余り思わしくない場合に、こういった現金の給付の支援というのは、第三弾、第四

弾みたいところで検討をされているのか。そういった検討の状態を教えてください。

○町長（永淵孝幸君）

まだ今のところ第2波、第3波というところは考えておりません。先ほど言いましたように、農林漁業者もまだ何も対策を打っていないわけですね。ですから、その段階で財政にも限度があります。そんなとき、国からの、今のように臨時交付金あたりが来ればそれを財源としてされるわけですが、町の財源も限られております。今、ふるさと納税も使うと言っておりますけれども、ほか一般財源をかなり使えば、ほかの事務事業に影響するわけですから、むやみやたらにそういった対策を打つということは、今のところは考えておりません。以上です。

○1番（山口一生君）

財源もあるということで理解をしました。

国のほうから、各自治体に1兆円の財源ということで、各分配金があつて、太良町のほうは8,000万円近くの財源を国のほうからいただいている、それも今後追加が予定されているということなんですけども、その使途というのはどういったものを考えられているかというのを教えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えいたします。

おっしゃられる地方創生臨時交付金のことだと思いますが、今現在国の第1次補正予算で1兆円措置されていて、多分きょう第2次補正予算が成立する見通しとなっています。その中で、追加2兆円ということでお聞きしておりますので、総額3兆円になると思います。うち太良町への見込み額ですけど、第1次分でおっしゃるとおり8,100万円ほど来ておりますので、純粹に考えたらその3倍、2億三千万円、四千万円ぐらいになるのかなと思っておりますけど、今回の専決で上げている分で既に2億1,755万9,000円ありますので、ほとんどがこの事業に使われるのかなと思っております。その地方創生臨時交付金の実施計画の中では、感染予防のための備品とか、そういったものも原課から要求がっておりますので、予算の、国からの交付限度額の範囲内でそういったものにも活用できたらと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第4 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第35号 太良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 太良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第36号 太良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

今回の条例につきましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓ということになってはいますが、今回再任用の職員が採用されております。この再任用の職員のサービスの宣誓についてはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

当然に、職員でございますので、サービスの宣誓を義務として宣誓をしてもらっております。
以上です。

○6番（竹下泰信君）

サービスの宣誓につきましては、そしたら職員として宣誓をされたのか、それとも会計年度任用職員のサービスの宣誓としてされたのかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

太良町職員として宣誓をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第36号 太良町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第37号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第37号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第38号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第38号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第39号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第40号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第41号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（A棟）の請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

亀ノ浦地区に定住促進住宅ができるということで質問したいと思いますが、これは議案第44号までに共通していることなんですけれど、今度木造2階建ての3LDKの3戸の集合住宅が4棟できるということで、計12戸ができるということなんですけれど、まずはこの建築のスケジュールと入居者募集から入居までのスケジュールを教えてくださいませんか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

建設と入居者の募集のスケジュールでございますけども、5月27日にこの4件の入札を行っております。この建築工事については、12月28日の工期で完了する予定でございます。

募集につきましては、10月ぐらいをめどに募集をかけていきたいと考えております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

建物は12月28日に完成予定ということで、募集は10月ごろから始めたいということですが、パレットたらの場合、入居募集をしたときは、その入居の要件としまして町外に住む子育て世代、そういった方が優先されて募集をされました。今回のこの定住促進住宅についてもそういった要件になるのかどうか、それはどうなんでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

入居者の対象者として、子育て世帯、新婚世帯を対象と考えております。この定住促進住宅の目的として、第一に太良町に移住してもらって太良町の人口の増を図ることが第一でございます。第二に、太良町からの町外への転出者を防ぐ、それを抑えるということが第二の目的であります。したがって、入居要件の第一には町外からの転入の応募者、第二に町内の応募者というふうになっていくと思います。

以上です。

○7番（田川 浩君）

ほぼパレットたらさんと同じような要件だと思いますけれど、最後に2点聞きますけれど、家賃についてもどのぐらいになるものかということと、今はこの住宅のことを定住促進住宅というふうに呼んでおりますけれど、ずっとこの呼び方でいくのか、何か別に名称をつけられる予定なのかどうか、以上2点だけよろしくお願いします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

まず、家賃についてですけれども、畑田地区の定住促進住宅パレットたらが3万5,000円で設定しております。まだ正式には決定しておりませんが、それが基準になってくるというふうに思っております。

名称ですけれども、今は亀ノ浦地区定住促進住宅ということで工事を行っておりますけれども、畑田地区のほうはパレットたらというようにサブ名称をつけておりますけれども、そういった形で皆さんに親しみのある名称を、サブ名称を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（A棟）の請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第42号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（B棟）の請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（B棟）の請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第43号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（C棟）の請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（C棟）の請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第44号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（D棟）の請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

A、B、C、Dと、どれでもよかわけですが、この建設事業の資料を見ておりますと、住宅の概要として、間取り、専有面積がA棟、B棟は約85平米、3LDKの。C棟、D棟が約83平米というふうになっております。4つを見てみますと、大体5,700万円から5,900万円ぐらい。これを、1戸当たり割ってみますと、大体1,800万円。これを約25坪ぐらいですので、割ると70万円から72万円ぐらい。グレード的に非常に高いと思いますが、これぐらいの金額になるのか。高いような気もしますが、いかがでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

1戸割りしますと、確かに議員言われるとおりの額になると思います。ただ、この事業は社会資本整備総合交付金事業という補助事業で建設に当たっております。補助要件にかなり厳しい要件がありますので、それをクリアする必要があります。住宅性能等もクリアしなければいけない、構造の安定とか、劣化の軽減、維持管理の配慮、温熱環境、エネルギー消費等々、いろんな要件をクリアする必要があつて、その要件をクリアした結果の建設費ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

木造住宅ですので、太良町も町有林を持っております。この辺の建築に必要な木材の調達、これはどのように考えておられますか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

建設に当たる木材については、ほぼほぼ太良町産の木材を使用するというので考えて、建設に当たっております。軽量のベニヤ板とか、その他の軽量な木材に関して以外の、主要な木材に関しては太良町産を利用するというので建設に当たっております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

先ほど、ほぼほぼ太良町産を使うということですが、今今切って、加工して建てるとすれば、水分があります。そのまま使うと割れてくるおそれもありますが、この辺の含水量あたりはどういうふうにするのか、水抜きをどういうふうにするのか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおりに、補助事業を行うに当たって木材の含水率の基準もあります。今数値的には覚えておりませんが、それもクリアする必要があります。木材の準備につきましては、昨年度よりうちの農林水産課が林務の担当でありますので、そちらと打ち合わせをしながら、森林組合を含めたところで協議をしながら木材の調達に当たっているわけですが、まず自然乾燥では木材の含水率をクリアすることができません。したがって、加工場に搬入して含水率をクリアするというような工程で進めております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業亀ノ浦地区定住促進住宅建築工事（D棟）の請負契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第45号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題と

いたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（江口孝二君）

補正予算書の13ページの総務費の中の一般管理費の職員手当の中の、時間外手当について質問します。

ここに記載されている減額10万円とは別に、最低でも30万円以上の減額の時間外手当が記載されるべきだと私は思っています。理由については、ことし退職、再任用によって、7名の方が再任用されています。4名の方は新しい部署に配属されておられますが、3名の方は町民福祉課と建設課に配置されております。私は決算書は平成30年度までしか持ちませんが、平成30年の決算書によると、当該の建設課と町民福祉課の1人当たりの年間の時間外は平均で80時間で、時間外の手当は1時間平均1,262円です。3人で試算いたしますと、三八、240時間で30万2,880円になります。ちなみに、3名の方は週3日が2人、週4日が1人です。年間で4,000時間勤務されます。再任用される方は、勤続25年以上が条件になっていて、仕事に関しては職員以上に知識と実績を持っておられる方々だと思います。年間4,000時間の勤務で、時間外の240時間を消化できるのは容易なことだと思います。だから、この中に最低でも30万円以上の時間外手当が減額されて当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

その想定でございます。ですが、年々の業務の状況によっては、その想定を超える場合もあるかと思いますが、基本的には議員御案内のとおりだと認識しております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

ちなみに、今言われた中で、確かに日常業務、今回はコロナの関係でいろんな対策等を町独自でも打たれていますので、時間外がふえるのは当然だと思っております。ただ、私が言いたいのは、町のやり方は年間の時間外を総枠で組んでおられます。3月の議会でも言いましたけど、これを各課別に配分されて、そうしたら今回は商工、それから10万円の給付については町民福祉課が担当されておりますね。だから、今私が長く言いましたが、今度、先ほど町長が第三弾として農政関係をやるということでありましたので、あえて私が先ほど質問したことについて、農林水産課長はどのように思われるかお尋ねします。

○議長（坂口久信君）

課長、聞いとったな。

○8番（江口孝二君）

もう理解されてなかったらいいです。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、後で農林水産課長には。

ほかに。

○5番（待永るい子君）

同じく再雇用の方の件についてお伺いをしたいと思います。

再雇用の方は、4月から勤務をされておられると思いますが、再雇用の方の予算を補正で今度上げられておりますけれども、なぜ当初予算で上げられなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

再雇用の当初予算での計上はなぜされなかったのかということですが、職員の人件費を算定する上で、どこも一緒だと思いますが、参考としている実務書というのがあります。この実務書の中に給料の計上といったところがあるわけですが、この給料額の算定基準時点というのがございまして、これが本俸については各課職員の現員、今現在いる人数、それから現給、今現在の給料を12月1日か1月1日現在によって把握と。それと、それに昇給を見込んで計上をしなければならないというのがまず一つあります。それから、職員数の調書等についても、その基準となる日を1月1日現在か4月1日現在のものにしておくほうがいいですよといった一つのルールづけがございますので、今回従来からのこのやり方どおり、1月1日現在の現員、現給をもとに予算計上をしているところでございます。したがって、4月1日現在のとは、当初のほうでは反映されておらず、毎年度6月の補正という形になっているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

再雇用の方は65歳まで再雇用になられると思いますが、年々人件費が増大するかとありますが、これについてはどのような対策を考えておられますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

人件費の上昇というのは、どうしても雇用する場合には伴ってくるのが旨でございますけれども、人件費というのはかなり経常収支比率に大きく影響するものでございます。ということは、結果的に財政の硬直化を招くということも懸念されるところでありますので、もちろんその割合等については注視していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

一つの対策として、今現在ある仕事を振り分ける、例えば委託事業の一部を役場の直接管理に切りかえるなどして、人件費の膨張や全体の支出を抑えていくという、そういう見直し

や努力が必要ではないかなと考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

議員御案内のとおりでございます。毎年度当初予算編成の時期につきましては、事業等の見直し等を各課のほうにお願いして、予算の要求をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○町長（永淵孝幸君）

職員や人件費がふえていくというのは、私はこれはふえると思います。というのは、今町では、皆さん方に前回から言っておりますように、太良町は全国で同じような自治体が96あって、下から5番目に少ないんですよ、職員が。ですから、そこで職員が、また病気しておりますけれども、そういったことで無理させて病気でもされれば、また残った職員に負担が行くと。そんな中で、できるだけ会計年度任用職員を徐々に減らしながら、そして職員をふやしていくというふうなことを私は再三申し上げております。そういったことで、人件費はふえていきます。そして、太良町は唯一の若い人の雇用の場なんですよ。そういった意味を含めて、むやみやたらに雇用するんじゃないんですよけれども、そういった業務、事業、そういったものに合わせながら採用も計画していきたいと。ですから、人件費は多分ふえていくだろうとは思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

29ページに、修学旅行のキャンセルのところが載っておりますけど、この前も説明は受けとっておりますけど、せっかく子供たちが楽しみにしている修学旅行がキャンセルにならないように、今は日本いっぱい探せば、コロナばかりですけど、岩手県なんかまだゼロのところがあるし、そういうところを探しても、なるべくキャンセルにならないように教育長を初め、学校教育課長も含めて、そこら辺ができるようにしてもらいたいと思うんですけど、そこら辺を教育長はどういうふうにお考えですか。

○教育長（松尾雅晴君）

私は平成14年か15年、SARSがはやったときに、5月かに修学旅行がありました。だから、1学期大浦中学校が修学旅行をやったもんですから、コロナがあれしたとき、すぐ旅行会社と話し合いをして、こういう状況であるから、行き先の変更とか、向こうのホテルが受け入れませんかとか、こういう場合に関西に行くのは危険だとか、そういったケースをきちっ

とあれして、旅行業者と詰めをやって、その結論が、業者との話し合いがあったらうちのほうに連絡をと、3月かにやっております。

以上です。

○10番（川下武則君）

ぜひ、子供たちの記念、思い出に残る、いい修学旅行を実施してもらいたいなと思いますんで、ぜひとも実現に向かって頑張ってくださいなというふうに思います。

今、教育長からの答弁をもらったんで、課長はどういうふうなお考えですかね。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

今回計上いたしております修学旅行のキャンセル料につきましては、直前に児童・生徒が新型コロナウイルスにかかって、どうしても行けなかった場合に保護者負担金を払った場合に町が補助をするという形を想定をいたしております。それで、この分につきましては、地方創生臨時交付金の補助メニューにも入っておりますので、財源的にはもし何らかの理由で、先ほど申し述べたように、キャンセルがあった場合にはそのように対応したいと思っておりますけれども、そういうことがなくて、行き先等の変更は当然可能だと思っておりますので、こちらのほうに新型コロナウイルスの感染がなく、行き先ではやっているという場合には変更等を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

先ほどの再任用のところに戻らせていただきたいんですけども、今回再任用をされた方が何名かいらっしゃって、半分以上が元の業務のところに配置をされているということなんですけども、新型コロナウイルスの対策とかで業務量がふえて、人手が足りない状況の中で頑張っておられると思うんですけども、例えば再任用の方が抱えている業務というのが非常に特殊で、引き継ぎが難しかったのでそこに配置をされたのか、そういったところの引き継ぎの体制というのがどういった手順でされているのかというのが、私はわかっていないので教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

この再任用の配置につきましては、全体の職員の配置を眺めながら、その方をどこにつけるかというのは、この間も申し上げましたけども、その方の前歴、それから豊富な経験量、そういうのを勘案して、この方をここに置きたいということで、例えば業務が多いからそこに持っていくとかじゃなくて、事務効率がうまくいくように全体を見ながら配置をしている

ということでございます。

○1番（山口一生君）

質問させていただいた背景に、町民さんから行政サービスを利用する際に担当者がかわって、今回の再任用とは関係なしに、担当者がかわって、前の年から進めていた話が非常に混乱したとか、そういったところがあって、人によるのかもしれないですけども、スムーズに引き継ぎができるような何らかの工夫が必要ではないかという声をたくさんいただいていますので、そういったところの、今役場内で取り組まれている、そういった引き継ぎの工夫、そういったところの決まりみたいなものがあれば教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

具体的な例を申し上げますと、内示があって、職員の異動が決まった場合には、本人と前任者を合わせたところで、連名で上司のほうに書類、引き継ぎ書というものをつくって、ヒアリングをした内容について文書にまとめて上司に報告ということで、今現在異動の文書化はそのようになっておりますが、部署によっては緊急的に異動する方もいらっしゃるかとはいっているんですけども、後になって文書を確認できるような書類をつくっていただいていると、今現在そういう状況であります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

補正予算書の24ページですけども、町有林の管理費というのがありまして、間伐等森林整備促進対策事業委託料というのがマイナスの4,500万円ほどです。それにかわりまして、森林の環境保全の直接支援事業委託料が同じ額ふえています。町長説明があったときの内容を見ますと、補助要件の関係から県による事業の変更によって組み替えられたということですけども、この補助要件の関係というのは、これはどういう具体的内容なのかお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この間伐等というのが、合板等を積極的に木材として利用するという事業目的の事業でございまして、その中で一定の会社のほうにその木材が供給されなければいけないというふうな要綱の改正がございました。そのために、うちのほうでは市場のほうで販売を基本的にしていますので、総体でそういう木材の会社には卸してはいないと、そういうことで、間伐等森林整備促進対策事業の補助要件には乗らんもんねということで、4月20日に県のほうから事務連絡が参りました。そのために変わるものでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

販売価格が変わるからという話ですか。販売する内容というか、そういうことからこの名前が変わって、4,500万円ほど入れかわりましたよという話ですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

国の事業の中身が変わったということで、する仕事については間伐でございます。同じものでございます。国の採択要件が変わったので、平成28年ぐらいまでやっておった森林環境保全直接支援事業というほうで県のほうが、こっちで太良町のほうではやってくださいというふうな指導でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

児童福祉総務費の、18、19ページに関することなんですが、ここで新型コロナウイルスの感染症対策として行うマスクや消毒液の購入に充てる、また及び保育園等が購入する空気清浄機に対する補助金でありますというふうな説明でありましたが、まずこの1園に対して空気清浄機をどのような機種で何個ぐらいの数を予定されておられるのか。まず、それをお伺いいたします。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

1園当たり50万円を限度に補助をするものでございますが、選別のものにつきましては、アルコールとか、マスクとか、空気清浄機とか、いろいろその園によって御要望の機材が異なります。

空気清浄機につきましては、いふく保育園さんが次亜塩素酸空気除菌脱臭機を1台、多良保育園さんが空気清浄ファンヒーターを6台、松涛保育園さんが空気清浄機を1台、大浦ふたばこども園さんがオゾン除菌脱臭機1台とジアイーノという機材を御購入したいという御要望がありまして、それに対応するものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

各園1台ということでございますが、園に行きますと、きのう私も大浦こども園に幾つ部屋があるんですかと言うたら、一応子供たちが別れているのは5部屋か6部屋あるらしいんですよ。それで1台ずつやったら、どこに誰のところに置くのか、この辺も1台だけで有効な効力があるのか、その辺を疑うんですが、これやったら空気清浄機、園に全ての子供たち、ゼロ歳児から6歳児までおりますので、だんだん別れておりますので、その辺に行き渡るような対策も考えていただければと思っております。

それと、備蓄に関して、今からまた第2波が考えられるんですが、マスクや消毒液、これの数等々はどれくらいの備蓄があるのか、お伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

マスクに関しましては、現在4万枚ほど備蓄しておりますけれども、消毒液の数を今把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

せんだっての新聞だったと思うんですが、太良町はラップ式トイレというふうな記事が載っておりました。これは、ラップ式トイレというのはどういうものなのか等を御説明していただければと思いますが。この前、新聞に、一面に書いてありましたよ、太良町の。わかりますか。わからなかったらいいです。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

詳しくは存じ上げないんですが、手軽に簡易にできる、段ボールでできるトイレだそうで、外側が段ボールで、中に便座があるという簡易なつくりになっている、そのトイレでありまして、避難所用にということで購入を計画をしておりました。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

済いません、4回目になります。その段ボールの件が出たんですが、段ボールベッド等々は予定をされておられるのか。その辺はどのようなものでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

段ボールベッドも避難の備品として購入予定にありますが、済いません、詳しい数については持ち合わせがございませんので、申しわけないです。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

27ページの教育総務費の中の給料についてお尋ねをします。

3人から4人にふえて、484万円計上されておりますけれども、なぜ1人ふえたのか、理由についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

3人から4人というのは、学校教育課のほうに県のほうから指導主事の派遣をいただいて

おりますので、その1名分です。そのかわりに、27ページの上のほう、報酬のほうで指導主事の会計年度任用職員が1名減になっていると思います。だから、会計年度任用職員を1名減して、県からの派遣という形で今回対応をさせてもらっております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

どうして今までのような形ではなく、そういうふうに変えられたのか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

今までは会計年度というか、退職された校長先生とかにお願いをいたしておりましたが、太良町を除くほかの市町村につきましては、県からの派遣という形で今現在なっております。それで、太良町におきましても指導主事の専門性、高度化を鑑みまして、ほかの市町村と一緒に県からの派遣でお願いしたいという形で今回お願いをいたしております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

内容的にどのように変わるのかというのを、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思うのと、それから県から派遣なのに自治体で報酬、給料を持たないといけないのが理解できないんですけど、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

指導主事の業務につきましては、学校のいろいろなカリキュラム、授業等の専門性を持った指導という形で、現在行っております。

それで、2点目のなぜ県から派遣をいただくのに町費のほうで給料をお支払いしなければならないかという点につきましては、県から派遣はいただきますけども、実際仕事におきましては、先ほど申し上げたとおり太良町の小・中学校の授業のカリキュラム等いろいろな専門性を持った指導という形になりますので、その点におきましては太良町で支払うべきという形になっております。

以上です。

○教育長（松尾雅晴君）

先ほど課長が話をしましたように、10市10町の中で唯一、退職した人間を町で雇うというところは太良町のみでした。どうして最近になって県からの派遣をとったかといいますと、教員になり手がまず少ないんです。到底、昨年4月、大分苦勞しました。事務所にも大変迷惑をかけました。そういうことがあったものですから、県からぜひにお願いをと、町長の許しをいただいて、県から派遣をいただいたところです。だから、大概60歳定年を迎える教

員は、県が必ず再任用の希望をしてくれという説得をやっとります。うちあたりでも、加配が、いいですよと県が言って許可をしたのに、その加配の職員が来たのが1月です、4月にオーケーを出して。非常に人材難と、そういった意味で、ぜひにこういうように学校行政が遅滞をしますので、町長さんよろしくお願ひしますというようなことで、県からの配置をお願ひしたところですよ。

以上です。

○8番（江口孝二君）

済いません。会計年度任用職員の取り扱い、会計年度任用職員は全てが報酬、職員さんは期末、勤勉手当等があります。先ほどの議案第36号のサービスの宣誓については、職員さんと同じということをおっしゃいました。時間外等をされている方は、報酬の中に多分ぶっ込んであるけん、この補正予算書では全くわからんわけですよ、どういう動きをされているか。そして、10万円には2名の方が夜遅くまで作業をされておられました。もちろん、人事評価もされると思います。そういうことであれば、それに見合う、勤勉手当に見合うようなことを考えてもらえないか、副町長、答弁もなかけんで、ぜひお願ひします。

総務課長じゃ荷が重かろうけん、副町長に諮らんと。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします、総務課長ですけど。

法令でいけば、御存じのとおり支払いは不可でございます。でも、この制度がどこの市町も2年4月1日からスタートしている会計年度任用職員でございますので、ほかの市町のそういう加配の部分について、できるものか、あるいはもしやっているところばということ、勉強をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今ここにおられる課長さんたちは、人事評価をされるわけですよ。だから、そこら辺を考えると、責任を持ってどのくらいの仕事をされておられるか、自覚を持ってやってもらわんと。先ほどの質問も一緒ばってん、ここへおられる方ばってん俺には関係ないというような感じで私は受け取っておりますので、そこら辺は自分のことに全てのことを振りかえてしてもらいたいと思っておりますから、よろしくお願ひします。答弁は要りません。

○9番（所賀 廣君）

補正5号の10ページを見ますと、20款、諸収入の中で雑入、この説明欄にスポーツ振興くじ助成金、t o t oのスポーツくじだと思っておりますが、3,726万5,000円というふうに記載されております。この内訳の説明をまずお願ひしたいと思っております。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

スポーツ振興くじの助成金の内訳ということによろしかったでしょうか。

対象経費といたしまして、グラウンド舗装の分が4,793万8,000円。2番目に、防球ネットが1,820万円。排水溝が337万6,000円。あと、ホームベース、ピッチャープレート等で18万円で、以上で6,987万4,000円となります。これが、これの約53%が補助対象額助成経費となりますので、その額が3,726万5,000円となります。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

これは、社会教育課から以前説明いただきました令和2年度B&G運動広場整備事業概要説明書の中の一部だと思います。時折、実測だとか、何か測量だとかということで、毎日ではありませんがちょくちょくグラウンドをはかったり見たりしておられますが、その辺は多分この整備事業の絡みだと思いますが、どういった計画で今進んでいるわけですか。今言われたような工事がいつぐらいから始まって、どのように工程的にされていくのか。

○社会教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

当初、3月に予算を計上するお願いをする時点では、B&G財団の内示が出ておりませんでしたので、その当時は単独ということでこの予算をしておりました。内示が4月に出了たので、その後上司と現場と当部で協議をいたしまして、若干変更があつております。変更の主な点につきましては、当初議員さんへの説明としましては歩行用のチップということで想定をしておりましたけども、今回4月からのコロナ対策、緊急経済対策等で貴重な財源を使うに当たって、最小限必要な分で、競技を運営していく上で安全対策等を優先すべきではないかということで、若干変更がなされております。当初、歩行用のゴムチップということで御説明をいたしておりますけども、現時点では歩行用チップの舗装はしないということで、その分安全対策の防球ネットのほうに対応をしているところでございます。

なお、工期とか発注の予定ですけども、現在詳細な確認の上、設計に向かって進めておるところで、8月、9月の発注をめどに準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

これは以前の資料ですので、何か変わったところがあるかもわかりませんが、B&Gの広場の改修事業、それからその周辺の整備事業の業務委託料、自然休養村管理センター周辺整備の事業の設計委託料というふうになります。総額1億9,360万円ほどの計上になっているわけですが、最終的には以前の概要説明書どおりにこの周辺整備事業が進んでいくんですか。その辺はどうなんでしょうか、最終的には。

○町長（永淵孝幸君）

今、担当課長が詳しく言っているようですが、ここは今見直しをずっと、当初の1億

8,000万円、そこの見直しをずっとやっとなるわけですよ。もう少し安くできないかというようなことで、いろいろなフェンスとか、それから運動場内の整備、歩く人たちが転ばないように何かできないかというようなことで、舗装の上にラバーを張ってやるとか、そういうところをしようたわけですけど、かなり事業費が高いもんですから、そこは見直しをしようというようなことで、今何回か運動場に出てやっております。まだそこについては具体的な金もわかりませんし、必要量もわかりませんので、今の段階ではこうですよ、ああですよというのは言えませんので。

さっき、所賀議員が言われたのは、スポーツくじのことであろうと思うんですよね。ここは、くじ、t o t o、それに当たればというような、当初話だったわけで、それが選ばれたというようなことで、この予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れ。

○健康増進課長（野田初美君）

ありがとうございます。先ほどの久保議員の御質問に対しての答弁漏れについてお答えいたします。

先ほど、マスクが4万枚と申し上げましたけれども、子供用マスクが約1万枚備蓄しております。それと、消毒薬については今現在12リットルの備蓄がございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

日程第15 議案第46号

○議長（坂口久信君）

それじゃ、日程第15. 議案第46号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第46号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第47号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第48号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第49号 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第49号 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第50号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

町立太良病院事業会計の補正予算の内容についてお伺いをしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今回の補正については、病院内の電話の交換機、それに伴う周辺機器の改修に対する費用になります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

この電話機の交換は、壊れたので交換をされるのか、それとも耐用年数、それが来たので交換をされるのかというのと、現在どれくらいの数を使ってあるのか、それをどういうふうに変えられるのかというふうについてお伺いをしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、壊れたからかえるのかというところではありますが、故障してしまっているという現状です。今は応急処置によってPHSだけ使っている状況です。固定電話が使えない状況というところでは、耐用年数が来たからかというところでは、一般的に耐用年数は7年とか言われているようですが、今回病院のこの機器は14年間使っておりましたので、早目に交換が必要かとは考えております。

現在使っている台数ですが、今現在使用しているPHSの数が35台程度、固定電話が四十数台あります。その内容は、新しく入れかえるときは変更をかけたと思っています。

以上です。

○5番（待永るい子君）

固定電話については、受付のところだけでほぼ使っているという説明があったと思いますが、受付以外で使う必要があるところというのはどのようなところが考えられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

固定電話は、各部署に1台は確保しておきたいと思っています。というのは、PHSがもし異

常を来した場合、各部署に連絡するためには1台は確保する必要があると思いますので、そういった面で最低でも20台ぐらいは必要になってくるかと思っています。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第50号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第20. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案の一括上程。町長提案の議案第51号から議案第58号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

それでは、御説明をいたします。

議案第51号から議案第58号までは農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了することから、後任の委員といたしまして、議案第51号は澤山直人さん、議案第52号は辻和久さん、議案第53号は水田武次郎さん、議案第54号は堤こずえさん、議案第55号は岩永八大さん、議案第56号は福江晋さん、議案第57号は川崎豊洋さん、議案第58号は秀島克博さん、以上8名を太良町が任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第51号～議案第58号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 議案第51号 農業委員会委員の任命についてから議案第58号 農業委員会委員の任命についてまでの8件を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いをいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第51号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号 農業委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 選挙第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

太良町選挙管理委員及び補充員の任期が令和2年7月3日をもって満了するので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会でこれを選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に山田佳子さん、井手カツ子さん、中島末博君、小川のち子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田佳子さん、井手カツ子さん、中島末博君、小川のち子さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に大江辰則君、馬場順子さん、中島康子さん、杉田進君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人

と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大江辰則君、馬場順子さん、中島康子さん、杉田進君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りをいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、補充員の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定されました。

この際申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することをもって御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして令和2年第3回太良町議会定例会第2回を閉会をいたします。

午前11時22分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則

署名議員 久 保 繁 幸